

第 4 回 定 例 会

令 和 5 年 度 予 算 案 関 係 資 料

茨 城 県

I	令和5年第4回県議会定例会提出議案等一覧	-----	(1)
II	令和5年度12月補正予算案の概要		
	1 基本的な考え方	-----	(2)
	2 補正予算の規模	-----	(2)
	3 主な事業	-----	(2)
	4 繰越明許費	-----	(2)
	5 債務負担行為	-----	(2)
	6 一般会計補正予算款別内訳(歳入)	-----	(5)
	7 一般会計補正予算款別内訳(歳出)	-----	(6)
III	債務負担行為一覧	-----	(7)
IV	条例その他の議案の概要	-----	(9)
V	報告事項	-----	(20)

予 算	2 件	(一般会計 1 件 特別会計 1 件)
条例その他	3 2 件	(条 例 9 件 そ の 他 2 3 件)
報 告	1 件	(専 決 1 件)

(注) この資料は、精査の結果異動が生じることがある。

I 令和5年第4回県議会定例会提出議案等一覧

(予 算)

- 1 令和5年度茨城県一般会計補正予算（第5号）
- 2 令和5年度茨城県港湾事業特別会計補正予算（第2号）

(条例その他)

- 1 茨城県公告式条例の一部を改正する条例
- 2 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 3 茨城県核燃料等取扱税条例
- 4 茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 5 茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例
- 6 茨城県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 7 茨城県都市公園条例の一部を改正する条例
- 8 学校以外の教育機関の設置、管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例
- 9 茨城県暴力団排除条例の一部を改正する条例
- 10 当せん金付証票の発売について
- 11 県有財産の売却処分について（奥野谷浜工業団地事業用地）
- 12 県有財産の売却処分について（奥野谷浜工業団地事業用地）
- 13 県有財産の売却処分について（波崎漁港後背地用地）
- 14 指定管理者の指定について（茨城県立県民文化センター）
- 15 指定管理者の指定について（茨城県鳥獣センター）
- 16 指定管理者の指定について（茨城県立あすなろの郷）
- 17 指定管理者の指定について（茨城県立青少年会館）
- 18 指定管理者の指定について（ラク・ハイツ）
- 19 指定管理者の指定について（茨城県大洗マリントワー）
- 20 指定管理者の指定について（茨城県奥久慈憩いの森）
- 21 指定管理者の指定について（茨城県水郷県民の森）
- 22 指定管理者の指定について（波崎漁港海岸休憩施設）
- 23 指定管理者の指定について（茨城県大洗港区のマリーナ地区の港湾環境整備施設）
- 24 指定管理者の指定について（赤塚公園）
- 25 指定管理者の指定について（県西総合公園）
- 26 指定管理者の指定について（笠間芸術の森公園）
- 27 指定管理者の指定について（大洗公園）
- 28 指定管理者の指定について（茨城県立中央青年の家）
- 29 指定管理者の指定について（茨城県立さしま少年自然の家）
- 30 指定管理者の指定期間の延長について
- 31 工事請負契約の変更について
- 32 和解について

(報 告)

- 1 地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分について

Ⅱ 令和5年度12月補正予算案の概要

1 基本的な考え方

令和5年台風第13号により被災した事業者に対する支援や道路、河川などの災害復旧及び再度災害防止対策のほか、茨城県植物園等のリニューアルに必要な予算を計上するもの。

2 補正予算の規模

(単位：百万円)

区分	現計 A	今回補正予算 B	補正後計 A+B
一般会計	1,309,547	5,616	1,315,163

・ 今回の補正予算に係る所要の一般財源については、前年度からの繰越金を充当した。

3 主な事業

(単位：百万円)

(1) 中小企業への支援 215

新 被災事業者再建支援事業 215

(災害救助法が適用された3市の被災事業者が行う建物修繕等に対する補助)

(2) 災害復旧及び再度災害防止対策 5,313

・ 国補公共事業 1,739

(道路、河川、農地等の災害復旧事業)

・ 県単公共事業 3,574

(道路、河川等の再度災害防止対策等)

(3) 県政の課題等への対応 88

新 植物園等魅力向上対策事業 88

(茨城県植物園等の魅力向上のためのリニューアル工事に伴う基本設計)

4 繰越明許費

(単位：百万円)

区分	金額
一般会計	3,037

5 債務負担行為

15件 (指定管理施設の管理運営のための協定に係るもの(一般会計14件、特別会計1件))



被災事業者再建支援事業（新規）



【R5.12月補正予算額 215百万円】

産業戦略部中小企業課団体支援グループ（029-301-3554）

令和5年台風第13号に伴う大雨により被害を受けた事業者に対して、国と県、市が連携し、復旧費の一部を支援します。

補助対象

災害救助法適用3市（日立市、高萩市、北茨城市）の被災事業者

対象経費

建物の修繕費、機械設備の修繕及び購入費、業務用車両の修繕及び購入費、清掃委託費、撤去費などの復旧費用

補助率・補助上限

<補助率>①小規模事業者：2/3以内 ②中小企業者：1/2以内
<補助上限>復旧費に応じて補助上限額を4段階に設定

復旧費区分	補助上限額
①5,000万円以上	1,000万円
②1,000万円以上5,000万円未満	700万円
③ 500万円以上1,000万円未満	200万円
④ 100万円以上 500万円未満	50万円

申請開始時期

2024年1月～（予定）



社会資本の整備



土木部監理課予算G（029-301-4329）

農林水産部農業政策課総務G（029-301-3817）

1 公共事業	5,313百万円
○令和5年台風第13号に伴う災害復旧等の社会資本の整備に必要な予算を計上	
(1) 国補公共事業	1,739百万円
○河川や道路における護岸・法面崩壊、土砂崩れ等の災害復旧 （関根川（高萩市）、日立山方線など42箇所）	1,350百万円
○農地及び土地改良施設の災害復旧 102箇所	287百万円
○林道施設の災害復旧（林道小木津線（日立市））	102百万円
(2) 県単公共事業	3,574百万円
○越水した河川、通行規制が発生した道路等の再度災害防止	3,552百万円
河川：土砂浚渫、護岸改修、樹木伐採、流木撤去等（関根川など64箇所）	
道路：法面对策、側溝清掃、注意喚起施設の設置等（日立山方線など27箇所）	
○緊急的に対応が必要な山腹崩壊地等の災害復旧 2箇所	22百万円



【R5.12月補正予算額 88百万円】

農林水産部林政課森づくり推進室（029-301-4021）

県植物園等について、県内外の多くの利用者に訪れていただけるよう、付加価値を高め、ポテンシャルを最大限に活かした魅力あふれる施設にリニューアルします。

1 事業内容

県植物園及び県民の森（那珂市）のリニューアルに向け、民間の創意工夫を取り入れた新たなコンセプトの施設整備を具現化するための基本設計を実施

〈現在の植物園〉



〈現在の県民の森〉



2 スケジュール（予定）

○2023年度 基本設計【今回】

既存施設の改修や新たな施設の整備にかかる基本設計を実施

○2024年度 実施設計、施設整備・改修

○2025年4月頃 リニューアルオープン

〔参考〕概算事業費(想定) 約30億円

※国の交付金の活用を想定

〈植物園等エリアマップ〉



6 一般会計補正予算款別内訳（歳入）

（単位：百万円）

款名	補正前の額 (A)	今回補正額 (B)	計 (A+B)
県税	426,831	—	426,831
地方消費税清算金	143,781	—	143,781
地方譲与税	54,518	—	54,518
地方特例交付金	2,000	—	2,000
地方交付税	196,368	—	196,368
交通安全対策特別交付金	736	—	736
分担金及び負担金	8,156	—	8,156
使用料及び手数料	15,838	—	15,838
国庫支出金	174,841	1,332	176,173
財産収入	1,972	—	1,972
寄附金	140	—	140
繰入金	48,393	—	48,393
繰越金	5,754	953	6,707
諸収入	143,100	—	143,100
県債	87,119	3,331	90,450
計	1,309,547	5,616	1,315,163

7 一般会計補正予算款別内訳（歳出）

（単位：百万円）

款名	補正前の額 (A)	今回補正額 (B)	計 (A+B)
議会費	1,681	—	1,681
総務費	41,276	—	41,276
企画開発費	14,361	—	14,361
生活環境費	8,787	—	8,787
防災・危機管理費	5,972	—	5,972
保健医療費	138,535	—	138,535
福祉費	129,561	—	129,561
労働費	2,760	—	2,760
農林水産業費	42,200	110	42,310
営業戦略費	6,873	—	6,873
立地推進費	19,755	—	19,755
商工費	123,941	215	124,156
土木費	103,001	3,552	106,553
警察費	62,625	—	62,625
教育費	258,920	—	258,920
災害復旧費	2,317	1,739	4,056
公債費	162,309	—	162,309
諸支出金	182,673	—	182,673
予備費	2,000	—	2,000
計	1,309,547	5,616	1,315,163

Ⅲ 債務負担行為一覧

[一般会計]
(新規分)

事 項	事 業 内 容	期 間	限 度 額
茨城県立県民文化センターの管理運営に係る協定	茨城県立県民文化センターの管理運営に係る協定を県民文化センター運営共同事業体と締結する。	自 令和6年度 至 令和10年度	901,726千円
茨城県鳥獣センターの管理運営に係る協定	茨城県鳥獣センターの管理運営に係る協定を公益社団法人茨城県農林振興公社と締結する。	自 令和6年度 至 令和10年度	50,075千円
茨城県立あすなろの郷の管理運営に係る協定	茨城県立あすなろの郷の管理運営に係る協定を社会福祉法人茨城県社会福祉事業団と締結する。	令和6年度	3,000,138千円
茨城県立青少年会館の管理運営に係る協定	茨城県立青少年会館の管理運営に係る協定を公益社団法人茨城県青少年育成協会と締結する。	自 令和6年度 至 令和10年度	132,630千円
ラーク・ハイツの管理運営に係る協定	ラーク・ハイツの管理運営に係る協定を社会福祉法人茨城県母子寡婦福祉連合会と締結する。	自 令和6年度 至 令和10年度	402,450千円
茨城県奥久慈憩いの森の管理運営に係る協定	茨城県奥久慈憩いの森の管理運営に係る協定を茨城県造園業協同組合と締結する。	自 令和6年度 至 令和10年度	130,000千円
茨城県水郷県民の森の管理運営に係る協定	茨城県水郷県民の森の管理運営に係る協定を公益社団法人茨城県農林振興公社と締結する。	自 令和6年度 至 令和10年度	106,360千円
赤塚公園の管理運営に係る協定	赤塚公園の管理運営に係る協定を橋本造園土木株式会社と締結する。	令和6年度	33,000千円
県西総合公園の管理運営に係る協定	県西総合公園の管理運営に係る協定を筑西広域市町村圏事務組合と締結する。	自 令和6年度 至 令和10年度	170,020千円
笠間芸術の森公園の管理運営に係る協定	笠間芸術の森公園の管理運営に係る協定を笠間市と締結する。	令和6年度	63,676千円
大洗公園の管理運営に係る協定	大洗公園の管理運営に係る協定を茨城県造園業協同組合と締結する。	自 令和6年度 至 令和10年度	144,100千円
茨城県立中央青年の家の管理運営に係る協定	茨城県立中央青年の家の管理運営に係る協定を特定非営利活動法人日本スポーツ振興協会と締結する。	自 令和6年度 至 令和10年度	581,260千円
茨城県立さしま少年自然の家の管理運営に係る協定	茨城県立さしま少年自然の家の管理運営に係る協定を特定非営利活動法人日本スポーツ振興協会と締結する。	自 令和6年度 至 令和10年度	536,460千円

(変更分)

事 項	区分	事 業 内 容	期 間	限 度 額
茨城県民の森、茨城県植物園、茨城県森のカルチャーセンター及び茨城県きのこ博士館の管理運営に係る協定	変更前	茨城県民の森、茨城県植物園、茨城県森のカルチャーセンター及び茨城県きのこ博士館の管理運営に係る協定を公益社団法人茨城県農林振興公社と締結する。	自 令和元年度 至 令和5年度	555,285千円
	変更後	同 上	自 令和元年度 至 令和6年度	661,950千円

[特別会計]

(新規分)

事 項	事 業 内 容	期 間	限 度 額
茨城港大洗港区のマリーナ地区の港湾環境整備施設の管理運営に係る協定	茨城港大洗港区のマリーナ地区の港湾環境整備施設の管理運営に係る協定を大洗町と締結する。	令和6年度	16,128千円

IV 条例その他の議案の概要

議 案	内 容
<p>(総務課) 茨城県公告式条例の一部を改正する条例</p> <p>スマート自治体の実現に向けた取組の一環として、規則の公布に係る見直し等、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>規則の公布又は規程（訓令等）の公表をするときに、知事の記名のみを必要とする。</p> <p style="text-align: right;">(施行日 公布の日)</p>
<p>(人事課) 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例</p> <p>人事委員会の勧告等を踏まえ、職員の給料月額を改定する等、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 月例給の引上げ <ol style="list-style-type: none"> (1) 給料表の引上げ 平均+1.1% (2) 初任給調整手当の引上げ 最高限度額 308,600円 → 309,200円 (医師) 50,800円 → 51,100円 (医療大学教官) 2 期末・勤勉手当の引上げ 年間支給月数 4.4月分 → 4.5月分 (一般職) 3.3月分 → 3.4月分 (特別職) 3 会計年度任用職員に勤勉手当を支給するための改正 4 新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴う手当の名称及び引用条項の変更 「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」→「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」 「第44条」→「第26条の8」 <p style="text-align: right;">(施行日 公布の日外)</p>

議 案	内 容																																	
<p>(税務課)</p> <p>茨城県核燃料等取扱税条例</p> <p>原子力施設の立地に伴う財政需要に対応するため、核燃料等取扱税について必要な事項を定める条例を制定しようとするものである。</p>	<p>条例の内容</p> <p>1 課税客体、課税標準及び税率</p> <table border="1" data-bbox="639 371 1422 1093"> <thead> <tr> <th>課税客体</th> <th>課税標準</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①原子炉の設置</td> <td>原子炉の熱出力</td> <td>34,000 円/千kw/四半期</td> </tr> <tr> <td>②核燃料の挿入</td> <td>挿入された核燃料の価額</td> <td>100 分の 8.5</td> </tr> <tr> <td>③原子炉施設における使用済燃料の保管</td> <td>使用済燃料に係るウランの重量</td> <td>1,500 円/kg</td> </tr> <tr> <td>④使用済燃料の受入れ</td> <td>使用済燃料に係るウランの重量</td> <td>60,100 円/kg</td> </tr> <tr> <td>⑤再処理施設における使用済燃料の保管</td> <td>使用済燃料に係るウランの重量</td> <td>1,500 円/kg</td> </tr> <tr> <td>⑥高放射性廃液の保管</td> <td>高放射性廃液の数量</td> <td>2,263 千円/m³</td> </tr> <tr> <td>⑦ガラス固化体の保管</td> <td>ガラス固化体に係る容器の数量</td> <td>1,219 千円/本[※]</td> </tr> <tr> <td>⑧プルトニウムの保管</td> <td>プルトニウムの重量</td> <td>5,100 円/kg</td> </tr> <tr> <td>⑨放射性廃棄物の発生</td> <td>放射性廃棄物に係る容器の容量</td> <td>106 千円/m³</td> </tr> <tr> <td>⑩放射性廃棄物の保管</td> <td>放射性廃棄物に係る容器の容量</td> <td>5,100 円/m³</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 保管するガラス固化体に係る容器の数量のうち 420 本を超える数量にあつては、1,401 千円/本</p> <p>2 納税義務者</p> <p>①～③ 原子炉設置者</p> <p>④～⑦ 再処理事業者</p> <p>⑧～⑩ 原子力事業者（原子炉設置者、再処理事業者、加工事業者、廃棄物管理事業者及び使用者の一又は複数に該当する者）</p> <p>3 適用期間</p> <p>施行日から起算して 5 年間</p> <p>(施行日 総務大臣の同意を得た日から 4 月を超えない範囲内で規則で定める日)</p>	課税客体	課税標準	税率	①原子炉の設置	原子炉の熱出力	34,000 円/千kw/四半期	②核燃料の挿入	挿入された核燃料の価額	100 分の 8.5	③原子炉施設における使用済燃料の保管	使用済燃料に係るウランの重量	1,500 円/kg	④使用済燃料の受入れ	使用済燃料に係るウランの重量	60,100 円/kg	⑤再処理施設における使用済燃料の保管	使用済燃料に係るウランの重量	1,500 円/kg	⑥高放射性廃液の保管	高放射性廃液の数量	2,263 千円/m ³	⑦ガラス固化体の保管	ガラス固化体に係る容器の数量	1,219 千円/本 [※]	⑧プルトニウムの保管	プルトニウムの重量	5,100 円/kg	⑨放射性廃棄物の発生	放射性廃棄物に係る容器の容量	106 千円/m ³	⑩放射性廃棄物の保管	放射性廃棄物に係る容器の容量	5,100 円/m ³
課税客体	課税標準	税率																																
①原子炉の設置	原子炉の熱出力	34,000 円/千kw/四半期																																
②核燃料の挿入	挿入された核燃料の価額	100 分の 8.5																																
③原子炉施設における使用済燃料の保管	使用済燃料に係るウランの重量	1,500 円/kg																																
④使用済燃料の受入れ	使用済燃料に係るウランの重量	60,100 円/kg																																
⑤再処理施設における使用済燃料の保管	使用済燃料に係るウランの重量	1,500 円/kg																																
⑥高放射性廃液の保管	高放射性廃液の数量	2,263 千円/m ³																																
⑦ガラス固化体の保管	ガラス固化体に係る容器の数量	1,219 千円/本 [※]																																
⑧プルトニウムの保管	プルトニウムの重量	5,100 円/kg																																
⑨放射性廃棄物の発生	放射性廃棄物に係る容器の容量	106 千円/m ³																																
⑩放射性廃棄物の保管	放射性廃棄物に係る容器の容量	5,100 円/m ³																																

議 案	内 容
<p>(市町村課)</p> <p>茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>市町村の希望により浄化槽法等に基づく事務処理の権限を移譲するため、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>浄化槽法に基づく設置計画への同意の事務を大子町に、特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人設立の認証等の事務を那珂市及び大洗町に移譲する等の改正をするもの</p> <p>(施行日 令和6年4月1日)</p>
<p>(廃棄物規制課)</p> <p>茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例</p> <p>屋外に保管された再生資源物の崩落等の事故又は火災の発生等を防止し、併せて当該保管に伴う騒音又は振動等の発生の防止等を図り、もって災害の防止及び生活環境の保全に資するため、本条例を制定しようとするものである。</p>	<p>条例の内容</p> <p>業として金属スクラップ等の有価物である再生資源物の取引を行うため、屋外において再生資源物を保管するための事業場（屋外保管事業場）を設置する者に対し、規制を設けるとともに、当該規制に違反した者に対する勧告、命令、罰則等の規定を設ける。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 再生資源物を屋外に保管する場合の基準の創設 <ol style="list-style-type: none"> (1) 再生資源物の飛散、流出の防止措置等を講ずべきことを義務付け (2) 屋外保管事業場の周囲への囲いの設置及び掲示板の設置を義務付け（許可を受けた屋外保管事業場に限り。） 2 屋外保管事業場の許可制の導入 <ol style="list-style-type: none"> (1) 一定の場合（※）を除き、屋外保管事業場を設置しようとする者に対し、当該屋外保管事業場ごとに知事の許可（5年更新）取得を義務付け <ul style="list-style-type: none"> ※ 敷地面積が100平方メートルを超えない場合等 (2) 許可の基準 <ul style="list-style-type: none"> ア 屋外保管事業場の構造等が1の基準に適合していること イ 屋外保管を適正に行うことが期待できない者でないこと（欠格要件） (3) 既存の屋外保管事業場に係る経過措置 <ul style="list-style-type: none"> 施行日時点で既に屋外保管事業場を設置している者（※を除く。）が、当該施行日から6月以内に届出を行った場合は、許可を受けたものとみなす。 3 罰則（主なもの） <ul style="list-style-type: none"> 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金 ・屋外保管事業場の無許可設置 ・屋外保管事業場の設置者に対する措置命令違反等 <p>(施行日 令和6年4月1日)</p>

議 案	内 容
<p>(道路維持課) 茨城県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例</p> <p>道路法の一部改正等を踏まえ、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 希望者の競合が見込まれる道路の占用について、道路法第39条の2第1項の規定による入札により占用者を決定する方法を導入するため、条例で定めることとされた占用料の額の最低額を定める規定の追加 道路法施行令の一部改正により国土交通大臣が道路管理者となる区間の国道に係る占用料の額が見直されたこと等を踏まえ、同施行令による占用料に準じて定めている県道に係る占用料の見直し <p>(主なもの) 水戸市所在の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一種電柱 510円 → 570円 (1本につき1年) ・外径が0.2m以上0.3m未満の地下埋設管 (水管等) 82円 → 91円 (1mにつき1年) <ol style="list-style-type: none"> その他所要の改正 <p>(施行日 令和6年4月1日)</p>
<p>(都市整備課) 茨城県都市公園条例の一部を改正する条例</p> <p>洞峰公園を移管するため、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>洞峰公園をつくば市に移管するため、当該施設に係る規定を削除</p> <p>(施行日 規則で定める日)</p>
<p>(生涯学習課、保健体育課) 学校以外の教育機関の設置、管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>県立青少年教育施設を再編するため、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>少子化等により県立青少年教育施設の利用者が減少したこと等を踏まえ、当該施設を4施設から2施設に集約するため、白浜少年自然の家及び里美野外活動センターに係る規定を削除</p> <p>(施行日 令和6年4月1日)</p>

議 案	内 容
<p>(組織犯罪対策課) 茨城県暴力団排除条例の一部を改正する条例</p> <p>暴力団による凶悪事件の発生が県民生活を脅かす大きな脅威となるとともに、暴力団活動の潜在化等、暴力団を取り巻く情勢が変化していることを踏まえ、暴力団に対する規制を強化するため、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 暴力団事務所の開設及び運営に係る禁止区域の拡大 都市計画法上の用途地域（工業専用地域を除く。）内での暴力団事務所の開設及び運営を禁止するとともに、周囲に暴力団事務所の開設及び運営を禁止する施設として家庭裁判所等を追加 2 青少年を暴力団事務所に立ち入らせることの禁止 暴力団が自らの活動の拠点とする暴力団事務所に青少年を立ち入らせることの禁止 3 他人の名義利用等の禁止 暴力団に対する自己又は他人の名義貸し行為を禁止するとともに、暴力団員による隠蔽目的での他人の名義利用行為等の禁止 4 暴力団排除特別強化地域における禁止行為の新設 暴力団排除特別強化地域（水戸市及び土浦市の一部地域）を新設し、当該地域において特定営業者（風俗営業を営む者等）が暴力団員から用心棒の役務の提供を受けること等の禁止 5 罰則（主なもの） 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金 <ul style="list-style-type: none"> ・暴力団事務所の開設及び運営の禁止等 ・暴力団排除特別強化地域での禁止行為違反 <p style="text-align: right;">（施行日 令和6年4月1日）</p>

議 案	内 容												
<p>(財政課) 当せん金付証券の発売について</p> <p>当せん金付証券法の規定に基づき、令和6年度において、総額280億円以内の当せん金付証券を発売しようとするものである。</p>	<p>議案の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度に発売する自治宝くじの予定額：280億円以内 <p>(参考)令和6年度に発売する自治宝くじの種類・回数(予定)</p> <table border="0"> <tr> <td>・関東・中部・東北</td> <td>32回</td> </tr> <tr> <td>・全国(通常くじ)</td> <td>41回</td> </tr> <tr> <td>・全国(大型くじ)</td> <td>10回</td> </tr> <tr> <td>・全国(数字選択式)</td> <td>768回</td> </tr> <tr> <td>・全国(ネット専用くじ)</td> <td>316回</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td>1,167回</td> </tr> </table>	・関東・中部・東北	32回	・全国(通常くじ)	41回	・全国(大型くじ)	10回	・全国(数字選択式)	768回	・全国(ネット専用くじ)	316回	計	1,167回
・関東・中部・東北	32回												
・全国(通常くじ)	41回												
・全国(大型くじ)	10回												
・全国(数字選択式)	768回												
・全国(ネット専用くじ)	316回												
計	1,167回												
<p>(立地整備課) 県有財産の売却処分について</p> <p>事業用地として、神栖市奥野谷字東和田5600番4ほか1筆の土地を売却しようとするものである。</p>	<p>売却する財産の内容</p> <p>(1)不動産の表示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神栖市奥野谷字東和田5600番4 ほか1筆 ・土地 30,000.11㎡ <p>(2)売却予定価格 690,002,530円</p> <p>(3)売却処分先 京都府京都市右京区西京極中沢町1番地 明成化学工業株式会社 代表取締役 貴志 宏史</p>												
<p>(立地整備課) 県有財産の売却処分について</p> <p>事業用地として、神栖市奥野谷字東和田5600番19ほか1筆の土地を売却しようとするものである。</p>	<p>売却する財産の内容</p> <p>(1)不動産の表示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神栖市奥野谷字東和田5600番19 ほか1筆 ・土地 70,000.32㎡ <p>(2)売却予定価格 1,540,007,040円</p> <p>(3)売却処分先 愛知県蒲郡市港町2番5号 竹本油脂株式会社 代表取締役 竹本 元泰</p>												
<p>(水産振興課) 県有財産の売却処分について</p> <p>水産加工場用地として、神栖市波崎新港13番12の土地を売却しようとするものである。</p>	<p>売却する財産の内容</p> <p>(1)不動産の表示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神栖市波崎新港13番12 ・土地 25,274.75㎡ <p>(2)売却予定価格 232,500,000円</p> <p>(3)売却処分先 神栖市波崎8711番地 株式会社みうらや 代表取締役 三浦 敏克</p>												

議 案	内 容
<p>(生活文化課) 指定管理者の指定について</p> <p>公の施設の管理について、指定管理者の指定をしようとするものである。</p>	<p>議案の内容</p> <p>(1) 公の施設の名称：茨城県立県民文化センター（水戸市千波町） (2) 指定管理者：東京都千代田区三番町2番地 県民文化センター運営共同事業体 代表団体 株式会社コンベンションリンクージ 代表取締役 平位 博昭 (3) 指定期間：令和6年4月1日～令和11年3月31日</p>
<p>(環境政策課) 指定管理者の指定について</p> <p>公の施設の管理について、指定管理者の指定をしようとするものである。</p>	<p>議案の内容</p> <p>(1) 公の施設の名称：茨城県鳥獣センター（那珂市戸） (2) 指定管理者：水戸市上国井町3118番地1 公益財団法人茨城県農林振興公社 理事長 藍原 伸夫 (3) 指定期間：令和6年4月1日～令和11年3月31日</p>
<p>(障害福祉課) 指定管理者の指定について</p> <p>公の施設の管理について、指定管理者の指定をしようとするものである。</p>	<p>議案の内容</p> <p>(1) 公の施設の名称：茨城県立あすなろの郷（水戸市杉崎町） (2) 指定管理者：水戸市杉崎町1460番地 社会福祉法人茨城県社会福祉事業団 理事長 中島 敏之 (3) 指定期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日</p>
<p>(青少年家庭課) 指定管理者の指定について</p> <p>公の施設の管理について、指定管理者の指定をしようとするものである。</p>	<p>議案の内容</p> <p>(1) 公の施設の名称：茨城県立青少年会館（水戸市緑町） (2) 指定管理者：水戸市緑町一丁目1番18号 公益社団法人茨城県青少年育成協会 会長 大窪 修二 (3) 指定期間：令和6年4月1日～令和11年3月31日</p>
<p>(青少年家庭課) 指定管理者の指定について</p> <p>公の施設の管理について、指定管理者の指定をしようとするものである。</p>	<p>議案の内容</p> <p>(1) 公の施設の名称：ラク・ハイツ (2) 指定管理者：水戸市八幡町11番52号 社会福祉法人茨城県母子寡婦福祉連合会 会長 境 洋子 (3) 指定期間：令和6年4月1日～令和11年3月31日</p>

議 案	内 容
<p>(営業企画課) 指定管理者の指定について</p> <p>公の施設の管理について、指定管理者の指定をしようとするものである。</p>	<p>議案の内容</p> <p>(1) 公の施設の名称：茨城県大洗マリンタワー（大洗町港中央） (2) 指定管理者：東茨城郡大洗町磯浜町6881番地の275 大洗町 町長 國井 豊 (3) 指定期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日</p>
<p>(林政課) 指定管理者の指定について</p> <p>公の施設の管理について、指定管理者の指定をしようとするものである。</p>	<p>議案の内容</p> <p>(1) 公の施設の名称：茨城県奥久慈憩いの森（大子町高柴） (2) 指定管理者：水戸市白梅2丁目4番6号 茨城県造園業協同組合 理事長 永井 剛人 (3) 指定期間：令和6年4月1日～令和11年3月31日</p>
<p>(林政課) 指定管理者の指定について</p> <p>公の施設の管理について、指定管理者の指定をしようとするものである。</p>	<p>議案の内容</p> <p>(1) 公の施設の名称：茨城県水郷県民の森（潮来市島須） (2) 指定管理者：水戸市上国井町3118番地1 公益社団法人茨城県農林振興公社 理事長 藍原 伸夫 (3) 指定期間：令和6年4月1日～令和11年3月31日</p>
<p>(水産振興課) 指定管理者の指定について</p> <p>公の施設の管理について、指定管理者の指定をしようとするものである。</p>	<p>議案の内容</p> <p>(1) 公の施設の名称：波崎漁港海岸休憩施設（神栖市波崎） (2) 指定管理者：神栖市溝口4991番地5 神栖市 市長 石田 進 (3) 指定期間：令和6年4月1日～令和11年3月31日</p>
<p>(港湾課) 指定管理者の指定について</p> <p>公の施設の管理について、指定管理者の指定をしようとするものである。</p>	<p>議案の内容</p> <p>(1) 公の施設の名称：茨城港大洗港区のマリーナ地区の港湾環境整備施設（大洗町港中央地先） (2) 指定管理者：東茨城郡大洗町磯浜町6881番地の275 大洗町 町長 國井 豊 (3) 指定期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日</p>
<p>(都市整備課) 指定管理者の指定について</p> <p>公の施設の管理について、指定管理者の指定をしようとするものである。</p>	<p>議案の内容</p> <p>(1) 公の施設の名称：赤塚公園（つくば市稲荷前） (2) 指定管理者：つくば市大角豆2012番地36 橋本造園土木株式会社 代表取締役 橋本 純一 (3) 指定期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日</p>

議 案	内 容
<p>(都市整備課) 指定管理者の指定について</p> <p>公の施設の管理について、指定管理者の指定をしようとするものである。</p>	<p>議案の内容</p> <p>(1) 公の施設の名称：県西総合公園（筑西市桑山） (2) 指定管理者：筑西市直井1076番地 筑西広域市町村圏事務組合 管理者 須藤 茂 (3) 指定期間：令和6年4月1日～令和11年3月31日</p>
<p>(都市整備課) 指定管理者の指定について</p> <p>公の施設の管理について、指定管理者の指定をしようとするものである。</p>	<p>議案の内容</p> <p>(1) 公の施設の名称：笠間芸術の森公園（笠間市笠間） (2) 指定管理者：笠間市中央三丁目2番1号 笠間市 市長 山口 伸樹 (3) 指定期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日</p>
<p>(都市整備課) 指定管理者の指定について</p> <p>公の施設の管理について、指定管理者の指定をしようとするものである。</p>	<p>議案の内容</p> <p>(1) 公の施設の名称：大洗公園（大洗町磯浜町） (2) 指定管理者：水戸市白梅二丁目4番6号 茨城県造園業協同組合 理事長 永井 剛人 (3) 指定期間：令和6年4月1日～令和11年3月31日</p>
<p>(生涯学習課) 指定管理者の指定について</p> <p>公の施設の管理について、指定管理者の指定をしようとするものである。</p>	<p>議案の内容</p> <p>(1) 公の施設の名称：茨城県立中央青年の家（土浦市永井） (2) 指定管理者：つくば市大角豆1744番地 特定非営利活動法人日本スポーツ振興協会 理事長 沼尻 満男 (3) 指定期間：令和6年4月1日～令和11年3月31日</p>
<p>(生涯学習課) 指定管理者の指定について</p> <p>公の施設の管理について、指定管理者の指定をしようとするものである。</p>	<p>議案の内容</p> <p>(1) 公の施設の名称：茨城県立さしま少年自然の家（境町伏木） (2) 指定管理者：つくば市大角豆1744番地 特定非営利活動法人日本スポーツ振興協会 理事長 沼尻 満男 (3) 指定期間：令和6年4月1日～令和11年3月31日</p>

議 案	内 容														
<p>(林政課) 指定管理者の指定期間の延長について</p> <p>公の施設の管理について、指定管理者の指定期間の延長をしようとするものである。</p>	<p>議案の内容</p> <p>(1) 公の施設の名称：</p> <table border="1" data-bbox="630 338 1252 577"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>茨城県民の森</td> <td>那珂市戸</td> </tr> <tr> <td>茨城県植物園 (熱帯植物館を含む)</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>茨城県森のカルチャーセンター</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>茨城県きのこ博士館</td> <td>〃</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 指定管理者：水戸市上国井町3118番地1 公益社団法人茨城県農林振興公社 理事長 藍原 伸夫</p> <p>(3) 指定期間：</p> <table border="1" data-bbox="630 728 1406 808"> <tbody> <tr> <td>現行</td> <td>平成31年4月1日～令和6年3月31日</td> </tr> <tr> <td>延長する期間</td> <td>令和6年4月1日～令和7年3月31日</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 延長理由 植物園等のリニューアルに向け施設整備・改修等を予定しているため、この期間中の指定管理を現指定管理者に継続させようとするもの。</p>	名 称	位 置	茨城県民の森	那珂市戸	茨城県植物園 (熱帯植物館を含む)	〃	茨城県森のカルチャーセンター	〃	茨城県きのこ博士館	〃	現行	平成31年4月1日～令和6年3月31日	延長する期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
名 称	位 置														
茨城県民の森	那珂市戸														
茨城県植物園 (熱帯植物館を含む)	〃														
茨城県森のカルチャーセンター	〃														
茨城県きのこ博士館	〃														
現行	平成31年4月1日～令和6年3月31日														
延長する期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日														
<p>(道路建設課) 工事請負契約の変更について</p> <p>合併支援道路（仮称）上曾トンネル本体工事（石岡工区）について、請負契約の変更をしようとするものである。</p>	<p>変更の内容</p> <p>(1) 変更額等 (単位：円)</p> <table border="1" data-bbox="643 1108 1273 1256"> <tbody> <tr> <td>既請負額</td> <td>5,067,667,000</td> </tr> <tr> <td>今回変更額</td> <td>995,940,000</td> </tr> <tr> <td>変更後総額</td> <td>6,063,607,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 変更理由 当初想定していた岩質との相違及び想定以上の湧水の発生による支保工の変更等が生じたため、増額変更しようとするもの</p> <p>(参考) 工事の概要</p> <p>(1) 工事名 合併支援道路（仮称）上曾トンネル本体工事（石岡工区） (2) 工事箇所 石岡市上曾地内 (3) 工事内容 トンネル工事（L=1,939m W=6.5m/8.0m） (4) 工期 令和2年3月～令和6年3月 (5) 契約の相手方 東京都港区港南二丁目15番2号 大林・株木・市村特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社大林組 取締役社長 蓮輪 賢治 代理人 代表取締役副社長執行役員 東京本店長 笹川 淳</p>	既請負額	5,067,667,000	今回変更額	995,940,000	変更後総額	6,063,607,000								
既請負額	5,067,667,000														
今回変更額	995,940,000														
変更後総額	6,063,607,000														

議 案	内 容
<p>(高校教育課) 和解について</p> <p>県立友部高等学校事故に係る損害賠償請求事件（水戸地方裁判所令和2年（ワ）第507号）について、和解しようとするものである。</p>	<p>和解の概要</p> <p>原告生徒が、複数名からいじめを受けたことに加え、教諭らの対応に不適切な面があったことから、県及び相被告に対して損害賠償の支払いを求め、訴えを提起した相手方と、裁判所の和解案を踏まえ和解しようとするもの</p> <p>(1) 和解の相手方 被害生徒 (2) 和解金額 1,500,000 円（県が 1,400,000 円を支払い、相被告が 100,000 円を支払う） (3) 主な和解の内容 県は、和解金を相手方に支払い、相手方は、その余の請求を放棄する。</p>

V 報告事項

1. 地方自治法第179条第1項の規定に基づくもの

事 項 (専決処分年月日)	内 容
<p>(監理課) 和解について (令和5年10月26日専決処分)</p> <p>交通事故について、和解しようとするものである。</p>	<p>和解の概要</p> <p>(1) 事故発生日時 令和5年4月27日(木)午後3時10分頃 (2) 事故発生場所 稲敷郡河内町長竿6260番地地先県道上 (3) 事故概要 普通貨物自動車を運転して出張途中、路肩に停車するため後退した際、相手方の小型乗用自動車に衝突した事故(竜ヶ崎工事事務所所属) (4) 損害賠償額 599,212円 (全額、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社からの支払)</p>
<p>(保健政策課) 和解について (令和5年11月7日専決処分)</p> <p>交通事故について、和解しようとするものである。</p>	<p>和解の概要</p> <p>(1) 事故発生日時 令和4年5月13日(金)午前7時20分頃 (2) 事故発生場所 土浦市藤沢995番地3地先市道上 (3) 事故概要 軽乗用自動車を運転して出張途中、相手方の小型乗用自動車と衝突した事故(つくば保健所所属) (4) 損害賠償額 518,883円 (77,768円はあいおいニッセイ同和損害保険株式会社から、441,115円は損害保険ジャパン株式会社からの支払)</p>